ものであること。

d)　ITU-R決議第57がIMT-Advancedの開発過程の原則を定めていること、また、ITU-R研究課題77-7/5がIMTの開発と実現における開発途上国の必要性を検討していること。

e)　ITU-R研究課題229-3/5がIMTの更なる開発を検討しようとしていること。

f)　ITU-R勧告M.1457とITU-R勧告M.2012が、IMT-2000とIMT-Advancedの地上無線インタフェースの詳細仕様をそれぞれ含んでいること。

以下を認め、

a)　世界無線通信会議における周波数帯の特定と、その周波数帯がシステムにより実際に使用開始されるまでの間にはかなりの時間差があり、したがって、IMTと他の地上ブロードバンドアプリケーションの開発を後押しするにはスペクトルが適切な時期に利用可能になることが重要であること。

b)　IMTは2000年以来運用されていること。

c)　特に、多くの開発途上国や人口密度の低い広大な国土を持った国々では、IMTの経済的な実現が必要であること、また、このような目的に対してはより低い周波数帯が有利であること。

d)　IMTの広域サービス提供のためには1GHz以下の周波数帯が有利であること、また、高速データ通信においては1GHz以上の周波数帯が有利であることが、決議第224（WRC-12、改）及び決議第223（WRC-12、改）にそれぞれ定められていること。

e)　他の無線通信業務によるスペクトルの関連部分の使用は、多くの場合において通信基盤への巨額の投資又は顕著な社会的利益につながり、これらの業務の進化する必要性を伴うこと。

以下をITU-Rに要請することを決議し、

1　以下を考慮に入れて追加的なスペクトル要求を研究すること。

－　技術的進展と周波数有効利用技術によるIMTの進化を含むIMTシステムの技術的及び運用上の特性並びにそれらの利用

－　現在、IMTに特定されている帯域、それらの利用に関する技術的条件及び周波数利用効率向上を目的とした、これらの帯域利用の最適化の可能性

－　IMTと他の地上ブロードバンドアプリケーションに対する利用者からの要求を含めた、必要性の増大

－　開発途上国の必要性

－　スペクトルが必要となる時期

2　ITU-Rに要請することの決議事項１の研究結果、既存業務の保護及び調和の必要性を考慮に入れつつ、候補となる周波数帯域を研究すること。

以下を更に決議し、

1　ITU-Rに要請することの決議事項２で言及した研究には、候補帯域の中及び隣接帯域で既に分配が行われている業務との共用や共存の研究並びにITU-Rで既に行われた利用可能な研究が含まれること、また、必要に応じて共用及び両立性の研究は既存業務によるこれらの帯域の現行及び予定される利用を考慮に入れること。

2　上記研究の結果を検討し適切な措置を執ることをWRC-15に要請すること。

以下を主管庁に奨励し、

本決議の下に行われる研究に基づき、既存業務への影響評価に関する寄与文書を研究会期中に提出すること。

以下を主管庁に要請する。

ITU-Rに寄与文書を提出することにより研究に参加すること。

追　　決議第234（WRC-12）　22GHzから26GHzまでの帯域における移動衛星業務への一次的基礎による分配の追加

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　IMTの衛星部分に関わる2010-2020年の間のスペクトル要求をITU-Rが研究し、その結果はITU-R報告M.2077に含まれていること。

b)　ITU-R報告M.2077の結果は、IMTの衛星部分が使用可能な地球から宇宙方向のスペクトルは2020年までに19MHzから90MHzの間で不足することを示していること。

c)　ITU-R報告M.2077の結果は、IMTの衛星部分が使用可能な宇宙から地球方向のスペクトルが2020年までに144MHzから257MHzの間で不足することを示していること。

d)　IMTの衛星系とされていない部分のMSSシステムが、追加のスペクトルを必要とするであろうこと。

以下を更に考慮し、

a)　ITU-Rは2020年までのMSSブロードバンドアプリケーションのスペクトル要求も研究し、その結果はITU-R報告M.2218に含まれていること。

b)　ITU-R報告M.2218に示された結果は、MSSブロードバンドアプリケーションのスペクトルは2020年までに、宇宙から地球方向、地球から宇宙方向双方で240MHzから335MHzの間で不足することを示していること。

以下を認め、

a)　IMTの衛星部分とブロードバンドアプリケーションを導入するMSSシステムには追加のスペクトルが必要なこと。

b)　WRC-12では移動衛星業務には4-16GHzの範囲で何も分配が行われなかったこと、したがって衛星IMTとブロードバンドアプリケーションのスペクトル不足は引き続き検討される必要があること。

以下を更に認め、

a)　22-26GHz帯では他の業務への分配があること。

b)　23.6-24GHz帯における不要ふく射（第5.340号参照）は、EESS（受動）、SRS（受動）と電波天文業務の保護のため制限する必要があること。

以下をITU-Rに要請することを決議し、

22GHzから26GHzの周波数帯域の一部で、地球から宇宙方向及び宇宙から地球方向の移動衛星業務への追加分配に向けた共用及び両立性の研究をこれらの帯域内の既存業務を保護しつつ、また、第5.340号と第5.149号を考慮してWRC-15までに完了すること。

以下を主管庁に要請する。

ITU-Rに寄与文書を提出することにより研究に参加すること。